

余剰電力売却仕様書

本仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）所有の茨木市環境衛生センターで発電する余剰電力について、電力需要者（以下「乙」という。）が需要する電力に適用する。

1 概要

- (1) 件 名 茨木市環境衛生センター余剰電力売却
- (2) 供給場所 〒567-0838 大阪府茨木市東野々宮町14番1号 茨木市環境衛生センター
- (3) 業 種 一般廃棄物（一般ごみ）焼却施設

2 履行期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

余剰電力売却開始日は、令和8年10月1日からとする。なお、本契約締結後、余剰電力売却開始日までに、電力購入者は、送配電事業者と託送契約の締結および電力供給に必要な工事を終了し、余剰電力託送供給が可能な状態にすること。

3 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給式電気方式交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 20,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 20,000ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 供給方式1回線方式
- カ 非常用自家発電設備2台（1,000キロボルトアンペア 系統連系なし）

(2) 最大電力等

- ア 最大電力 3,000キロワット
- イ 発電設備 5,000キロワット二基

(3) 電力量等の検針

関西電力送配電株式会社の設置する送電用電力量計により計量する。

(4) 受給地点

需要場所の受変電室における茨木市が施設した受電設備の終端接続部接続端子と関西電力送配電株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ。

(7) 非FIT非化石電源にかかる電力量認定

バイオマス設備における燃料区分に化石燃料（助燃材）が含まれる。

毎月のバイオマス比率計算根拠の提出を行う。

4 受給電力量の区分算定

(1) 次のとおりの区分とする

時間帯	定義	売却予定電力量 (令和8年10月1日から 令和9年9月30日)	割合
重負荷 時間帯	7月1日から9月30日までの 毎日午前10時～午後5時まで の時間。ただし「日祝日等」 (注)を除く。	336,000 kWh	6 %
昼間時間帯	毎日午前8時から午後10時まで の時間。ただし、重負荷時間 帯、「日祝日等」(注)を除く。	2,350,000 kWh	42 %
夜間時間帯	重負荷時間帯および昼間 時間帯以外の時間帯。	2,906,000 kWh	52 %
		(合計) 5,592,000 kWh	100%

(注)「日祝日等」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。

(2) 履行期間中における電力量料金の算出方法（1ヶ月あたり）

電力量料金は、上記(1)により区分された各時間帯における売却電力量に料金単価を乗じたものとする。

なお、この単価については入札書の積算内訳に記載の単価とする。

(3) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

イ 余剰電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

5 その他

(1) 売電予定電力量の増減

売電予定電力量は、ごみ搬入量やごみ質の変化、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態や故障等により変動する可能性があるが、甲は、その量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。

(2) 系統連系受電サービス料金の支払い

甲に係る系統連系受電サービス料金(発電側課金)は甲が負担するものとし、その支払い方法は乙の代理回収(電気料金との相殺)を原則とする。なお代理回収できない場合については、甲による一般送配電事業者への直接支払いとする。

6 協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により定めることとする。

7 添付資料

- (1) 時間帯別余剰電力量(予測値) 令和8年10月～令和9年9月…【資料1】
- (2) 令和5年度余剰電力量実績…【資料2】
- (3) 令和6年度余剰電力量実績…【資料3】
- (4) 令和7年度余剰電力量実績…【資料4】
- (5) 令和8～9年度年度茨木市環境衛生センター稼働計画…【資料5】

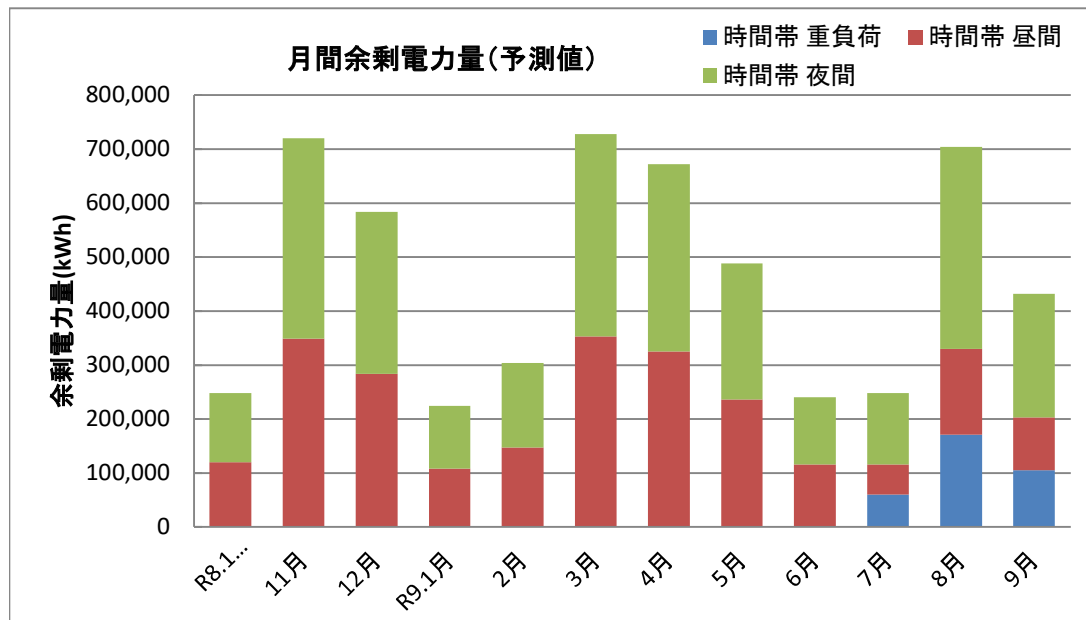
【資料1】

時間帯別余剰電力量(予測値) 令和8年10月～令和9年9月

※下記値は、令和8年7月時点の稼働計画に基づき予測した概算値(参考値)であり、
処理するごみ量、ごみ質等により実際の値とは差異が生じる場合がある。

(kWh)

年度・月	時間帯			計
	重負荷	昼間	夜間	
R8.10月		120,000	128,000	248,000
11月		349,000	371,000	720,000
12月		283,000	301,000	584,000
R9.1月		108,000	116,000	224,000
2月		147,000	157,000	304,000
3月		353,000	375,000	728,000
4月		325,000	347,000	672,000
5月		236,000	252,000	488,000
6月		116,000	124,000	240,000
7月	60,000	56,000	132,000	248,000
8月	171,000	159,000	374,000	704,000
9月	105,000	98,000	229,000	432,000
計	336,000	2,350,000	2,906,000	5,592,000
比率	6%	42%	52%	100%

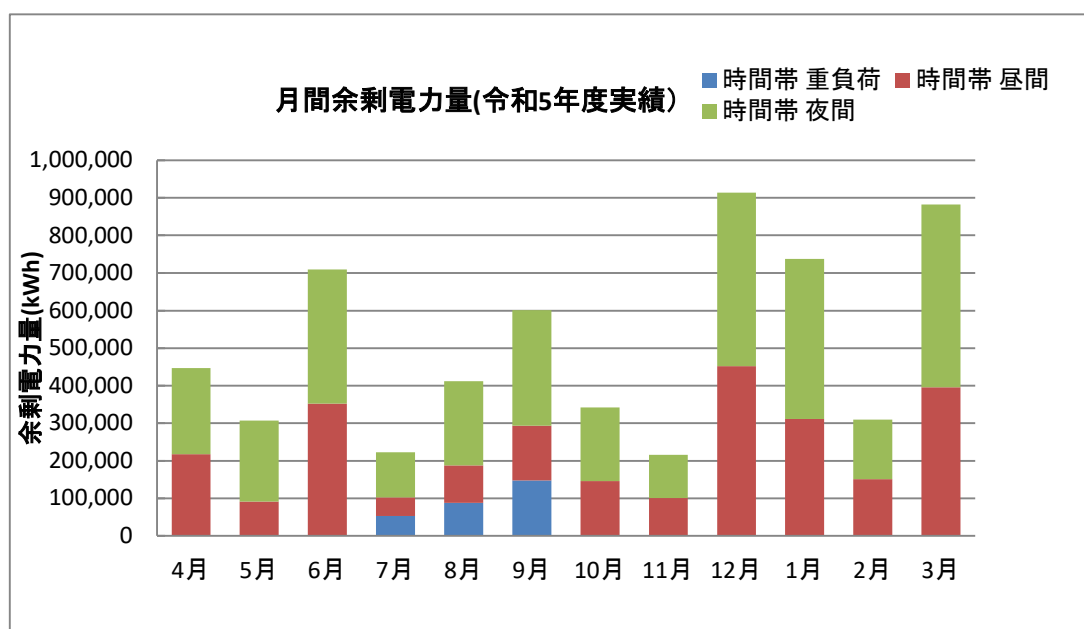


【資料2】

令和5年度余剰電力量実績

(kWh)

令和5年度	時間帯			計
	重負荷	昼間	夜間	
4月		217,600	229,240	446,840
5月		91,640	215,280	306,920
6月		352,960	356,380	709,340
7月	53,300	48,710	120,210	222,220
8月	88,320	99,870	224,160	412,350
9月	147,870	145,570	308,150	601,590
10月		146,750	195,570	342,320
11月		100,630	115,080	215,710
12月		451,830	462,010	913,840
1月		311,650	425,900	737,550
2月		151,630	158,180	309,810
3月		395,790	487,200	882,990
計	289,490	2,514,630	3,297,360	6,101,480
比率	5%	41%	54%	100%

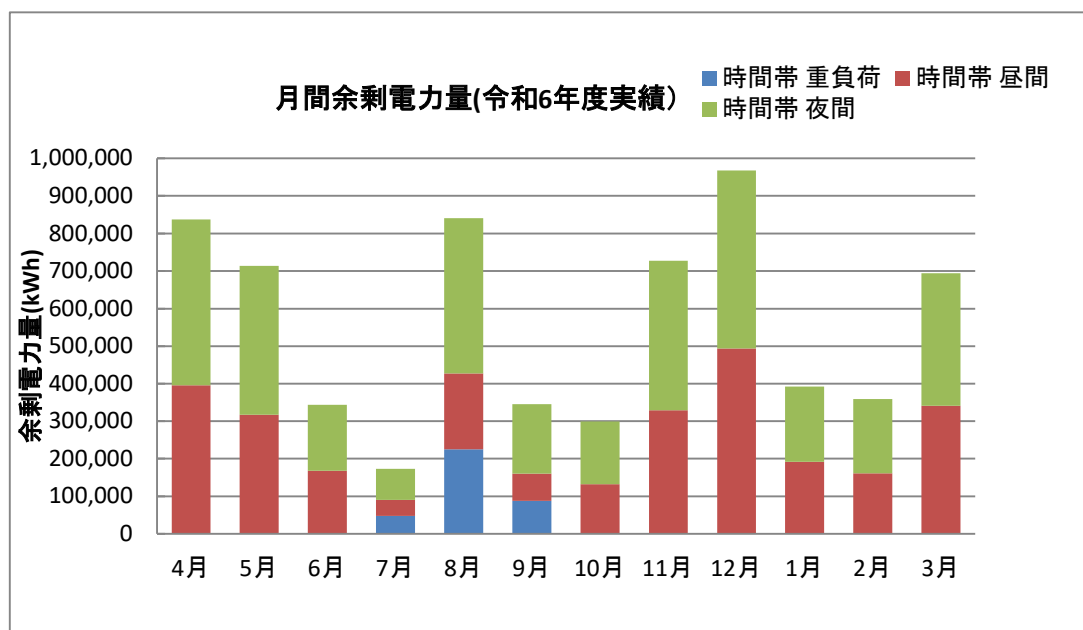


【資料3】

令和6年度余剰電力量実績

(kWh)

令和6年度	時間帯			計
	重負荷	昼間	夜間	
4月		395,960	441,340	837,300
5月		317,790	395,370	713,160
6月		168,700	174,710	343,410
7月	48,330	42,160	82,700	173,190
8月	224,770	202,350	413,610	840,730
9月	88,330	71,990	184,530	344,850
10月		132,560	166,920	299,480
11月		329,260	398,240	727,500
12月		494,270	473,620	967,890
1月		191,850	200,490	392,340
2月		160,850	198,260	359,110
3月		341,490	352,360	693,850
計	361,430	2,849,230	3,482,150	6,692,810
比率	5%	43%	52%	100%

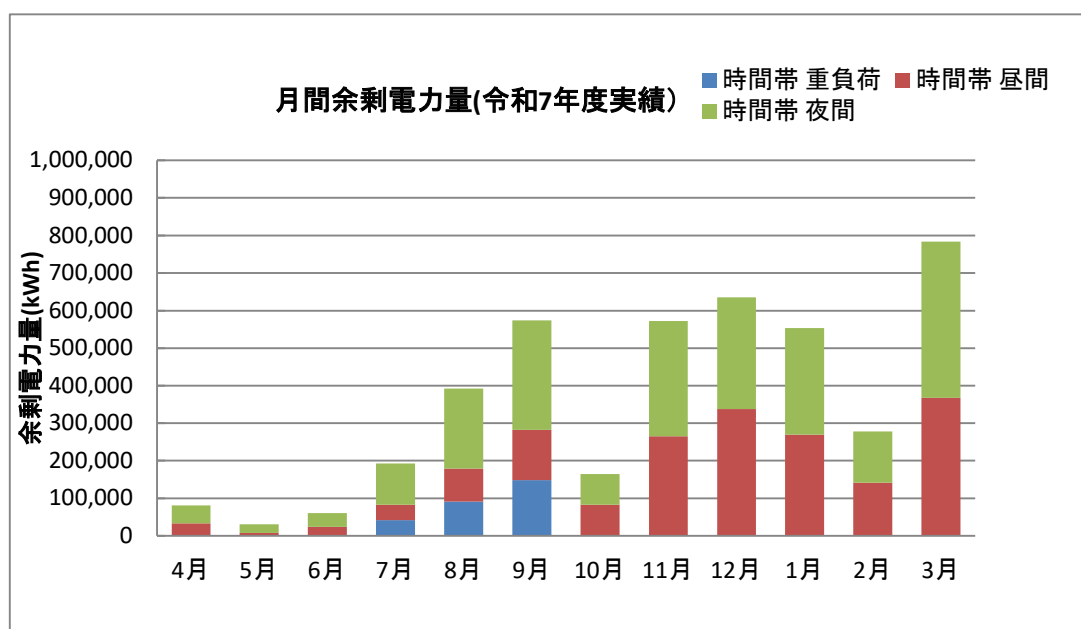


【資料4】

令和7年度余剰電力量実績

(kWh)

令和7年度	時間帯			計
	重負荷	昼間	夜間	
4月		33,790	47,230	81,020
5月		7,810	22,780	30,590
6月		24,760	35,410	60,170
7月	42,130	41,030	109,680	192,840
8月	91,340	87,840	213,170	392,350
9月	148,800	133,640	291,750	574,190
10月		82,770	82,770	165,540
11月		264,900	306,900	571,800
12月		337,860	296,840	634,700
1月		269,550	284,700	554,250
2月		141,540	136,230	277,770
3月		367,260	416,760	784,020
計	282,270	1,792,750	2,244,220	4,319,240
比率	7%	42%	52%	100%



令和8～9年茨木市環境衛生センター稼働計画

	令和8年			令和9年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
第一工場 1号炉				定期整備				点検			定期点検	
第二工場 1号炉	定期整備			全炉停止			定期点検					定期整備
第二工場 2号炉			定期点検				点検		定期整備			

＜特記事項＞

- 定期整備・定期点検・点検・全炉停止 以外は稼働状況です。
- 発電設備は、第二工場にのみ設置されています。
- ごみ搬入量等の変化により、本稼働計画を見直す可能性があります。

＜補足＞

稼働炉数と売電量の関係は概ね次の通りです。

1炉 … 0 kWh/日

2炉 … 10,000 kWh/日

3炉 … 40,000 kWh/日

(2炉、3炉の売電量は参考実績値。必ずこの値となるものではない)

(2炉運転時においては、常に売電状態が続くわけではなく、売電と買電の状態を移り変わる)